一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　大芦川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第二百十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　栃木県鹿沼市草久
　　字沢端　　二二六六番二　一号
　　二二六六番八　二号
　　二二六四番三　三号
　　字森ノ下　　五三七四番二　四号
　　地先無番地　　五三七四番一　五号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から十三号までを順次結んだ線及び標柱六号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成三年建設省告示第二百十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
　栃木県鹿沼市草久
　　字須部ケ沢　　三二二九番　六号
　　地先河川敷　　三二二九番　十一号から十三号まで
　　字下大谷　　五三一五番　七号
　　字下出　　五四〇四番　八号
　　二三五六番　九号
　　地先水路敷　　二三五五番　十号

○国土交通省告示第四百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　秋月川
二　砂防法第二条の土地の表示
　広島県江田島市江田島町の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°13′09.8618″	132°29′12.7537″
2	34°13′09.4801″	132°29′12.2789″
3	34°13′09.5959″	132°29′11.8037″
4	34°13′08.8938″	132°29′10.8803″
5	34°13′10.3795″	132°29′07.0813″
6	34°13′15.0384″	132°29′04.0913″
7	34°13′17.1703″	132°29′06.1013″
8	34°13′16.8621″	132°29′06.8605″
9	34°13′15.5238″	132°29′05.9112″
10	34°13′11.2020″	132°29′08.0411″
11	34°13′12.3055″	132°29′09.7304″
12	34°13′12.4354″	132°29′10.2995″
13	34°13′12.2413″	132°29′11.3858″
14	34°13′11.1305″	132°29′12.3390″

○国土交通省告示第四百四十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　佐賀県岳坂地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を提川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線、標柱一号と五号を昭和五十六年建設省告示第五百六十五号で指定した梅岩地すべり防止区域の境界線及び市道提川～笠椎線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域
　佐賀県伊万里市松浦町提川
　　字中ノ間　　一一九五番一　一号
　　字坂口　　二四九二番一　二号
　　字西岳　　二七五二番一　三号
　　二七七五番八　四号
　　字東岳　　九二三番一　五号

○国土交通省告示第四百四十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　大分県畑倉地すべり防止区域
　大分県由布市湯布院町川西の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線、五点と六点を上津々良川左岸官民地境界線に沿って結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	33°14′29.8439″	131°18′15.8544″
2	33°14′32.7181″	131°18′22.2665″
3	33°14′27.0627″	131°18′24.3826″
4	33°14′23.2702″	131°18′36.4285″
5	33°14′21.0803″	131°18′38.2098″
6	33°14′24.0925″	131°18′17.9207″

○国土交通省告示第四百五十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和七年六月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　埼玉県関堀地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた区域
　埼玉県比企郡ときがわ町大字馬場
　　字霧ケ谷　　二三七番　　一号から三号まで
　埼玉県比企郡ときがわ町大字関堀
　　字愛宕山　　三二七番二七　四号から八号まで及び二十二号から二十八号まで
　　三二三番　九号、十号及び十二号
　　地先道路敷　　十一号及び十三号から十五号まで
　　三二三番　十六号及び十七号
　　三二七番二二　十八号から二十一号まで
　　三二七番三一

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

令和七年六月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月九日から七月二十五日までのうち四日以内、〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(ケ)までの九地点を順次結んだ線により囲まれる海面
　(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度十六分四八秒
　(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
　(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
　(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
　(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
　(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
　(キ)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
　(ク)　北緯三四度一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒
　(ケ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦　自衛艦十隻、航空機一機
その他　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十八号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

令和七年六月五日

防衛大臣　中谷　元

日　時　令和七年六月九日から七月二十五日までのうち七日以内、〇六〇〇から二〇〇〇まで
区　域　八丈島南東の次の(ア)を中心とする半径二五海里
　(ア)　北緯三一度一四分一四秒　東経一四四度二六分四八秒
実施艦　自衛艦二隻、航空機一機
その他　一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。